

大船渡市空き家改修工事補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、大船渡市空き家改修工事補助金要綱（以下、「要綱」という。）に基づく補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益性の高い事業 別表に掲げる活動であること。
- (2) 移住者 大船渡市内に5年以上住所を有していない者及び大船渡市に転入してから1年を経過していない者で、転入後3年以上大船渡市に定住する意思を表明する者であること。
- (3) 耐震診断 「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会及び国土交通大臣指定耐震改修支援センター編集）に掲げる方法により木造住宅の耐震性能を評価すること。

(補助対象となる改修工事)

第3 補助の対象となる改修工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家を利活用するために必要となる住宅本体の工事であること。ただし、次に掲げる工事については対象工事としない。
 - ア 補助対象空き家に附属する別棟の車庫、物置等の工事
 - イ 補助対象者が直接行う工事
 - ウ ガスコンロ、照明等の住宅設備機器類の購入、設置する工事
 - エ カーテン、家具、調度品等の購入、設置する工事
 - オ 電話、インターネット、CATV等の配線工事
 - カ 浄化槽設置、下水道接続工事（建物内の配管を除く）
 - キ 外構工事
 - ク 太陽光発電システム等の設置工事
 - ケ 建物の解体、除却のみを行う工事
- (2) 空き家と同じ棟となる増築工事。ただし、増築面積が10㎡以上は建築確認申請を提出し、工事完了後には検査済証を取得すること。

(事業計画書)

第4 要綱第7の規定による事業計画書は、以下に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（要領様式第1）
- (2) 収支予算書
- (3) 平面図

(代理人の申請)

第5 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、代理人により申請することができる。その場合、補助金申請時に委任状を添えて申請書を提出しなければならない。

附 則(令和3年4月1日都市整備部長決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2関係)

事業名	活動内容(例)
地域交流事業	地域活動、地域交流につながる活動など
福祉事業	高齢者福祉、障がい者福祉に係るもの
子育て支援事業	児童等の居場所を提供する活動など
教育関連事業	生涯学習、文化教育に係るもの
観光商業事業	観光推進に係るもの
その他	市長が認めるもの